

環境影響評価調査計画書審査意見書

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
舛 添 要 一

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 西川 太一郎
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：目黒清掃工場建替事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地
東京都目黒区三田二丁目 19 番 43 号

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、学校、保育所、病院等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後におけるごみ収集車両等の走行などによる大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、建設機械及び車両の台数並びに環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することとしていることから、そのデータの活用方法について記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

【悪臭】

- 1 悪臭の予測に当たっては、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とすることとしていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。
- 2 本事業は、既存施設を建て替えることから、現況と比較し評価する必要があるため、敷地境界の4地点のみならず、気体排出口（煙突）の臭気排出強度についても、調査対象として検討すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業は既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価すること。

【土壌汚染】

- 1 計画地内の緩衝緑地北東部地下には、過去に発生した汚染土壌の封じ込め槽が存在することとしていることから、その位置及びその近辺の地下水のモニタリング結果を記載するとともに、本事業による土地の改変と汚染土壌封じ込め槽との位置関係等を明らかにすること。
- 2 現地調査として、計画地内の地下水2地点を選定しているが、その選定根拠が不明であることから、これを記述すること。

また、「東京都土壌汚染対策指針」及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に準拠し測定することとしているが、調査対象物質が不明確であることから、これを明記するとともに、その選定根拠を明らかにすること。

【自然との触れ合い活動の場】

緑化計画において、建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側にある緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置するとしており、この緑が「自然との触れ合い活動の場」としても考えられることから、予測・評価の実施を含めて検討すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

(案1)

26 環都環第 449 号
平成 26 年 12 月 5 日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西川 太一郎 殿

東 京 都 知 事

舛 添 要 一

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書に関する
審査意見書について（送付）

このことについて、東京都環境影響評価条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づ
き送付する。

(案2)

26 環都環第 449 号
平成 26 年 12 月 5 日

港区長
武井 雅昭 様

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書に関する
審査意見書について（送付）

このことについて、東京都環境影響評価条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づ
き送付する。

26 環都環第 449 号
平成 26 年 12 月 5 日

品川区長
濱野 健 様

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書に関する
審査意見書について（送付）

このことについて、東京都環境影響評価条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づ
き送付する。

26 環都環第 449 号
平成 26 年 12 月 5 日

目黒区長
青木 英二 様

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書に関する
審査意見書について（送付）

このことについて、東京都環境影響評価条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づ
き送付する。

26 環都環第 449 号
平成 26 年 12 月 5 日

渋谷区長
桑原 敏武 様

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書に関する
審査意見書について（送付）

このことについて、東京都環境影響評価条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づ
き送付する。